

令和 4 年 度

第 3 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和4年度第3回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和5年2月28日（火）午後2時～午後3時10分

場 所：ユートピアくびき希望館 第三会議室

1 出席委員

<農業委員>

1 番 小山 一成	2 番 五十嵐 隆一	3 番 佐藤 清繁
4 番 吉村 清正	5 番 岸田 健	6 番 古川 政繁
7 番 篠宮 英樹	8 番 竹内 浩行	9 番 大滝 正秋
10 番 滝沢 記一	11 番 金子 昭榮	13 番 五十嵐 彰
14 番 清水 強	15 番 牧繪 雄一郎	17 番 岩崎 欣一
18 番 長瀬 一成	19 番 上野 栄一	20 番 竹原 よし子
21 番 望月 博	22 番 山本 誠信	23 番 久保埜 徳雄
24 番 笠原 浩一		

<農地利用最適化推進委員>

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司
齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦	高波 澄男
青田 俊一	田鹿 敏行	井部 慎一	田邊 清一
金井 薫	中川 正道	宮川 武彦	長井 恒夫
細谷 正夫	上井 康二	大島 伸一	常山 哲夫
清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成	福原 弥
高宮 文男	松本 香		

2 欠席委員

<農業委員>

12 番 上原 孝

<農地利用最適化推進委員>

平野 宏一	高橋 三登一	米川 尚登	小池 孝志
中嶋 琢郎	高橋 浩一		

3 職務のため出席した事務局職員

<農業委員会事務局> 事務局長 池田 忠之 次 長 松縄 浩一

係 長 橋立 理

<安塚区駐在室> 主 任 岩崎 賢恵

<浦川原区駐在室>	副主任	笠原 英明
<大島区駐在室>	班 長	上野 元之
<牧 区 駐 在 室>	室 長	小林 精子
<柿 崎 区 駐 在 室>	主 任	上田 良広
<大 湫 区 駐 在 室>	班 長	佐藤 憲司
<頸 城 区 駐 在 室>	主 任	閏間 邦明
<吉 川 区 駐 在 室>	副主任	江村 秀幸
<中 郷 区 駐 在 室>	副主任	加藤 岸子
<板 倉 区 駐 在 室>	副主任	上原 敏明
<清 里 区 駐 在 室>	副主任	近藤 宏一
<三 和 区 駐 在 室>	班 長	中条 崇
<名 立 区 駐 在 室>	班 長	武内 朋廣

4 付議した案件

<議 事>

- 報告第1号 令和4年部会等の実施報告について
- 報告第2号 農地所有適格法人の事業状況等の報告について
- 報告第3号 農業委員・農地利用最適化推進委員の応募状況と選考結果について
- 議案第1号 上越市農業委員会を実施機関とする上越市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程の制定について
- 議案第2号 農地法の規定に基づき定めた別段面積の廃止について
- 議案第3号 上越市空き家に付随する農地に係る別段の面積に関する取扱要綱の廃止について
- 議案第4号 上越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について
- 議案第5号 令和5年度上越市農業委員会業務方針について
- 議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

<そ の 他>

- ・集積計画/配分計画から集積計画（一括方式）への移行について
- ・令和5年度 上越市一般会計予算要求（農業委員会関連）の概要
- ・令和5年版 上越市賃借料情報
- ・令和5年度 定例農地部会年間予定表

5 会 議

<1 開 会>

- 【事務局長】 令和4年度第3回上越市農業委員会総会を開催します。総会の次第に沿って進めます。

<2 会長あいさつ>

【事務局長】 古川会長が挨拶します。

【会 長】 <あいさつ>

【事務局長】 ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長を務めます。

<3 資格審査>

【議 長】 次第3 資格審査です。

在任委員数23名中、出席委員が22名で過半を超えていることから、会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。

なお、農地利用最適化推進委員は36名中30名が出席しています。

<4 議事録署名委員の指名>

【議 長】 次第4 議事録署名委員は、会議規則第14条の規定により私から指名します。

議席番号1番 小山一成委員、議席番号13番 五十嵐彰委員を指名します。

<5 憲章唱和>

【議 長】 次第5 憲章唱和は、この後の農地部会で唱和しますので、ここでは省略します。

<6 議 事>

【議 長】 次第6 議事に移ります。

報告第1号「令和4年部会等の実施報告について」、事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 報告第1号「令和4年部会等の実施報告について」の報告者について説明します。

部会の報告はそれぞれの部会の部会長が行い、全体的なものは会長職務代理が行います。なお、3頁と4頁は農地部会の集計となりますので、報告は省略します。

私からは以上です。

【議 長】 ただ今、事務局から説明があったとおり、農地部会の報告は第一、第二の各農地部会の活動状況とし、総括表については説明を省略すること

です承願います。

初めに、第一農地部会の報告を竹内部会長よりお願いします。

【竹内部会長】 (第一農地部会の審議件数等について報告)

実績報告は以上ですが、農業従事者の高齢化や担い手不足など、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、特に、中山間地域においては、不作付地の発生が懸念されています。

当部会としても、担い手への集積と集約化、耕作放棄地の発生防止や解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」の推進に、より一層努めます。

また、地域の現状や問題点の把握、関係団体との連携にも力を入れていきたいと考えています。

最後となりますが、部会に課せられた責務が増加してきており、今後も適期的確な審議と農業振興のため、部会員一同が尽力することを申し上げ、第一農地部会の報告とします。

【議長】 質問や意見については、後で一括して受けます。

続いて、第二農地部会の報告を上野部会長よりお願いします。

【上野部会長】 (第二農地部会の審議件数等について報告)

実施報告は以上ですが、当地区は平場から中山間地に至る広大で多様な環境にあり、農地所有適格法人や認定農業者などへの農地の集積が進んでいます。

近年はコメの需要減少が続いており、その結果、コメ余りによる米価下落、作付面積の減少と農家への影響が大きくなっています。さらに、イノシシによる水稻被害は平場にも広がり、市全体の重要課題となっています。

農業者の高齢化が進み、10年先の農業が見通せない中、これが農地の荒廃に繋がることのないよう農業委員・推進委員各位の更なる尽力をお願いします。

我々は、農業と農地の生き残りを真剣に考える人の助けとなるよう、積極的な日常活動と適正な審議を心掛け、地域農業の振興に努めなければならないとの思いを新たに、第二農地部会の報告とします。

【議長】 続いて、農政部会の報告を金子部会長よりお願いします。

【金子部会長】 (農政部会の開催状況等について報告)

実施報告については以上です。なお、今後の予定としては、今年度中

に関係機関との意見交換を予定していますので、農政部会委員の皆さんは出席くださるようお願いいたします。

【議長】 最後に、委員会全体の活動について、大滝職務代理よりお願いします。

【大滝代理】 (総会、研修会の開催状況等について報告)

最後になりますが、農地部会や農政部会はもちろんのこと、総会や各種会議、研修会への参加は、我々が委員活動をする上で必要な知識や情報を習得することができ、また、農業委員会の役割を再認識したり、委員同士の連携を深める良い機会にもなります。

次期委員になられる方にはこうした会議等に積極的に参加して下さるようお願いし、報告を終わります。

【議長】 報告第1号について報告が終わりましたが、質問や意見がありましたらお願いします。

【議長】 しばらく待ちましたが質問等がありませんので、報告第1号は以上とします。

続いて、報告第2号「農地所有適格法人の事業状況等の報告について」事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 議案書は14頁をご覧ください。

農地所有適格法人は、法令により、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に、農業委員会に事業状況を報告するように義務付けられています。令和4年の状況について報告します。

農地所有適格法人は市内に167法人ありますが、このうち、1法人は新たに設立された法人で決算期が来ていないことから、報告を要しない法人となっています。

なお、報告のあった166法人について、農地所有適格法人の要件を確認したところ、3法人が休業中のため役員要件を満たしていない状態となっています。3法人とも所有する農地の処分が終わり次第、解散する予定と聞いています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。

【議長】 しばらく待ちましたが質問等がありませんので、報告第2号は以上とします。

続いて、報告第3号「農業委員・農地利用最適化推進委員の応募状況と選考結果について」事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 本年4月の委員改選に伴い、昨年から新たな委員の選任事務を進めてきましたが、ある程度の段階まで進みましたので、応募状況と選考結果等について報告します。

議案書は15頁をご覧ください。

まず応募結果ですが、農業委員では定数24名に対し27名の応募、また推進委員では定数36名に対し36名の応募がありました。

選考結果ですが、評価委員会で選考し、候補者として農業委員24名と推進委員36名を選定しました。このうち、女性は農業委員では応募者が5名いましたが3名を、推進委員では応募者が1名でしたがその方を選定しました。

なお、今年の総会で、女性委員の獲得目標を8名としましたが、応募者を選考する上で、性別にかかわらず農業委員としてふさわしい方、活動が期待できる方を選考したところ、このような結果となりました。獲得目標の8名には届きませんでした。女性の応募者が増えたという点は評価できるのかなと考えています。

今後の予定ですが、農業委員については議会同意を明日から始まる市議会にかける予定です。また、推進委員については5月1日の総会で承認を得る予定としています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。

【議長】 しばらく待ちましたが質問等がありませんので、報告第3号は以上とします。

次に、議案第1号「上越市農業委員会を実施機関とする上越市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程の制定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 議案書は16頁をご覧ください。

廃止の理由について説明します。個人情報の保護については、今まで各市町村で条例を制定して運用していましたが、情報の取り扱いが市町村間で相違があったことから、国が法律を改正して全国一律の取り扱いとすることになりました。その結果、各市町村で制定している保護条例が不要となり、当市の保護条例も廃止されることから、それに準拠している当委員会の規程も廃止するものです。なお、廃止する規程は別紙1

の規程となります。
説明は以上です。

【議 長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。

【議 長】 しばらく待ちましたが質問等がありませんので、続いて、議案第2号「農地法の規定に基づき定めた別段面積の廃止について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 議案書は17頁をご覧ください。

廃止理由については、農地法の改正に伴い農地取得の際の面積要件がこの3月末で廃止されますので、当委員会で設定している下限面積の別段面積を廃止するものです。

別紙2をご覧ください。地区別に農地を取得する際に最低限必要となる面積を定めた表ですが、この面積を廃止することになります。

なお、農地取得の際の面積要件は廃止されますが、その他の要件…全部効率利用要件や農作業常時従事要件、地域調和要件等は現状のまま残りますので、4月以降の農地取得者に対しては、面積要件以外のこれらの要件を確認することとなります。

説明は以上です。

【議 長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。

【議 長】 しばらく待ちましたが質問等がありませんので、次の議案第3号「上越市空き家に付随する農地に係る別段の面積に関する取扱要綱の廃止について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 議案書は18頁をご覧ください。

こちらにも議案第2号と同じ理由で、法律の改正により農地取得の際の面積要件がなくなります。当市では昨年、要綱を制定して、空き家に付随する農地については所得面積を下げることを可能としていましたが、その要綱を廃止するものです。

廃止する要綱は別紙3の要綱となります。

説明は以上です。

【議 長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。

【五十嵐委員】 この要綱により昨年1件許可された案件がありましたが、それについ

てはどのような対応となりますか。

【橋立係長】 許可された案件はそのまま継続されます。

【議長】 ほかに質問等がないようですので、続いて、議案第4号「上越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 議案書19頁と資料4をご覧ください。

内容の説明に入る前に、指針について少し説明します。

この指針は、農地利用の最適化を推進するための指針で、法律により、策定が、今までは努力義務、今後は必須とされたものです。

当委員会で最初に制定したのが平成30年で、その時の目標年が5年後の令和5年で、今年が最終年であること、また、今般の農業経営基盤強化促進法等の改正を受けて、国から指針を改定するよう通知があったことから、今回、改定するものです。

内容は全国農業会議所が参考例として提示している内容を踏まえたもので、農地利用の最適化に関する指針ですので、「遊休農地の発生防止と解消」「農地の集積と集約」「新規参入の促進」の3項目について目標を定め、その目標達成のための取組内容となっています。なお、各項目の目標年度は12年度としていますが、これは当市の総合計画の目標年度を12年度としていることから、それに合わせて12年度にしています。

前置きが長くなりましたが、内容について説明します。資料4をご覧ください。

まず1頁目は「基本的な考え方」ということで、この指針を策定する意義や目標年度の設定理由等を記載しています。

2頁から3頁上段にかけては、「遊休農地の発生防止と解消」についてです。まず目標ですが、当市に遊休農地面積はありませんので、この状態を維持していくとの考えから、目標を0haとしています。

取組については、農地の利用状況調査や利用意向調査、適宜の農地パトロールの実施、農地の利用調整や農地中間管理機構への協力、非農地判断の適切な実施等を行います。

次に担い手への農地の集積と集約化についてです。

集積目標を総合計画の目標に合わせて令和12年度末で全農地の90%となる15,030haとしています。

また、取組については、地域計画作成への協力や農地中間管理機構の活用の推進、農地の利用調整、新規参入の受入れの推進等を行います。

次に新規参入の促進についてです。

新規参入目標を総合計画に合わせて、毎年 38 人の確保としています。

取組については、参入希望者からの相談対応や就農フェアへの参加、新規参入者の定着に向けた支援等を行います。

最後になりますが、新年度から策定が進められる「地域計画」の目標達成のための役割として、農地の適正利用の確認や利用意向の把握、担い手への農地の斡旋等を行います。

内容の説明については以上ですが、いずれにしても、これらの目標の達成は農業委員会単独ではできません。国、県、市等が行う様々な施策の活用等、行政との連携を密にして、取り組むことが大切だと考えています。

委員の皆さんもこの点にご留意いただき、取組をお願いします。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問があればお願いします。

【高島委員】 取組の中で農地中間管理機構の活用とありますが、機構の窓口はどこなのか教えてください。

【橋立係長】 現在、農協が窓口になっています。相談等があれば農協の本店に問合せしてください。なお、新年度からは窓口が変更になると聞いています。

【五十嵐委員】 活用したい場合にどこに相談すればよいか分からない人もいますので、しっかりと周知をお願いします。

【橋立係長】 周知するように努めます。

【議長】 ほかに質問等がないようですので、次の議案第 5 号「令和 5 年度 上越市農業委員会業務方針について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 議案書 20 頁と別紙 5 をご覧ください。

この方針は、農業委員会全体で共通認識を持って、方向性を同じくして業務に取り組もうということで、毎年、新年度を迎えるに当たって定めているものです。

別紙 5 の 1 の基本方針ですが、1 段落目と 2 段落目は農業を取り巻く状況や農業委員会を巡る動向について、3 段落目では農業委員会として業務に取り組む姿勢を記載しています。

具体的取組については次の2の事業計画でまとめています。概要を説明します。

まず、(1)の目標などの策定及び点検・評価についてです。

農業委員会法や国からの通知に基づき、農地集積や遊休農地の解消、委員の活動日数等について目標を設定し、公表、実践します。

(2)の農地対策では、地域計画策定への協力や農地相談への対応、定期的な農地パトロールの実施、農地部会での適正な審議等を行います。

1枚めくっていただき、(3)の農政対策では、農業者等との意見交換や農業委員会サポートシステムの適切な運用、新規就農者のフォローアップ、農業者年金の加入推進等を行います。

(4)のその他の対策では、各種研修会への参加や「地区会議」等の活用、実施した活動の活動記録簿へのこまめな記録等を行います。

また、3として主な日程ということで、年間スケジュールを記載しています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問があればお願いします。

【議長】 しばらく待ちましたが質問等がありませんので、次の議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 議案書21頁と別紙6をご覧ください。

こちらについては国から毎年度策定し公表するよう求められているもので、先ほどの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、毎年の目標を定めるものです。

別紙6をご覧ください。

まず、農業委員会の状況ということで、農業委員会の体制や農地面積、農家数等について記載しています。農家数や農地面積等の数値は農林業センサスの数字を使っています。

次は農地集積の目標です。先ほどの最適化指針で、農地の集積率を令和12年度に90%、面積で15,030haにする目標としましたが、これを達成するには毎年平均で379haずつ集積していけば目標を達成できるので、今年度の新規集積面積を379haとしています。なお後日、この面積に基づき、昨年と同様に委員の担当地域ごとの集積面積を提示したいと考えています。

次に遊休農地の解消です。現在把握している遊休農地はありませんので、これを維持するという目標にしています。

次に新規参入の目標ですが、新規参入者への貸付の同意を得る面積を130.5haとしています。これは平成29年度からの3年間で権利移動した農地面積の1割ということで、この目標としました。こちらについても後日、担当地域ごとの面積を提示したいと考えています。

次に最適化活動の活動目標です。

まず、推進委員等が行う最適化活動の目標日数ですが、今年度と同じく一月当たり7日を目標としています。この日数のカウントは活動記録簿が元になりますので、活動した場合は活動記録簿への記録を忘れずをお願いします。また、この目標に係る活動日数は最適化活動のみが対象となります。例えば、農業新聞や農業者年金の普及は最適化活動ではありませんので、ご注意ください。

次の活動強化月間の目標ですが、現在進めている農地の利用意向調査を冬季間にラストスパートをかけて行うという意味で、12月～2月の3ヶ月間を設定しました。

最後に新規参入相談会への参加目標ですが、参加回数を1回としています。現段階で6月を予定していますが、年間通じていろいろな相談会が開催されますので、どの相談会に参加するかは今後詰めたいたと考えています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。

【議長】 しばらく待ちましたが質問等がありませんので、以上で議案第6号について終了します。

それでは報告第1号から議案第6号まで一括で採決します。報告3件と議案6件について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認め、報告3件と議案6件について承認することに決定しました。

<7 その他>

【議長】 次に、7の「その他」に移ります。

初めに「集積計画／配分計画から集積計画（一括方式）への移行について」事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 資料1をご覧ください。

今まで農地中間管理機構が間に入る農地の借入れと貸付けについては、集積計画と配分計画の二つが必要でしたが、法律の改正により、これからは集積計画のみで借入れと貸付けができるようになります。それに伴い、契約に必要な手続きの期間も短縮されます。

次のページに実際の議案がありますが、契約の流れとしては、渡人と受人の間に農地中間管理機構が入りますが、議案書の中では機構は省略しています。

なお、議案書は筆が複数ある場合は合計を表記したり、同一の借受人に対し貸付人が複数いる場合でも、貸付人の代表者名しか表記しませんので、詳細が分かるような表を議案書に添付して、審査してもらう予定としています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。

【藤井委員】 農地中間管理機構は受け手の決まっている農地しか引き受けていませんが、それは今後も変わらないのでしょうか。法律が変わって、出し手と受け手の間に必ず機構が入ることになるのであれば、その点を改善できないでしょうか。

【橋立係長】 今後も機構は受け手のいない農地は引き受けないと聞いています。その点については、同様の意見を聞いていますので、機会をとらえて機構に要望していきたいと考えています。

【牧繪委員】 議案書のどこを見れば、一括方式の議案書だと分かるのでしょうか。

【橋立係長】 一括方式は、表題の部分に“一括方式”と表記されます。

【議長】 ほかに質問等がないようですので、次の説明をお願いします。

【松縄次長】 ここからは一括で説明します。

まず、農業委員会に関わる令和5年度の市一般会計予算要求の概要についてです。

歳出は86,225千円で、4年度と比較して若干増加しています。要因としては、新任委員の研修費用や農地利用意向調査の経費等の増加を見込んだためです。財源としては、県の補助金等を見込んでいますが、大部分は一般財源で賄うことになります。

次に上越市賃借料情報です。

こちらについては毎年公表が義務付けられているもので、令和4年中に、農地法3条及び農業経営基盤強化促進法に基づき申請のあった契約内容を整理し、「賃借料情報」としてまとめたものです。今後、公表することとしています。

最後に、令和5年度の農地部会の開催予定についてです。

説明の前に訂正をお願いします。

事前配布した資料で第2農地部会の9月の開催日を29日としましたが、28日の間違いでした。日にちを訂正したものを本日配布したので、そちらをご覧ください。

それでは説明に入ります。この2年ほど、第一農地部会と第二農地部会を同一日に開催していましたが、委員改選があることから、5年度は別の日にちで開催する予定です。但し、総会等を予定している、4月、5月、6月、12月、2月、3月は同じ日にちでの開催を予定しています。また、開催は基本的に午後を予定していますが、8月と9月は稲刈りの関係から午前中での開催を予定しています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。

【高島委員】 来年度の予算要求について質問します。

交付金の執行率が国全体で下がっていますが、この交付金を活用して、推進委員の報酬を上げることはできませんか。農業委員と推進委員は同じような業務をしているため、同額でもよいのではないのでしょうか。

【松縄次長】 交付金の執行率が下がっているのは、年々要件が厳しくなっていて、当委員会でも要件をクリアできないため交付金の一部のみ交付を受けている状況です。

農業委員の現在の報酬額は月額35,000円で、推進委員は月額32,000円となっています。この3,000円の差は総会や農地部会での議決権の有無による差ですが、妥当な金額だと考えていますので、報酬を見直すことは考えていません。

【五十嵐委員】 賃借料情報は公表しなければいけませんか。地域の人から昨年出した参考賃借料との差が大きいという意見があり、説明に苦慮しています。

【松縄次長】 賃借料情報も参考賃借料も農地の貸し借りの際の参考とするためのものです。両方を参考にしてもらいながら契約してもらえればと考えます。

【議長】 ほかに質問等がないようですので、その他、事務局から何かあればお願いします。

【事務局】 特にありません。

【議長】 皆さんから何かあればお願いします。

【議長】 しばらく待ちましたが、皆さんからもありませんので、以上で総会を終了します。

大滝職務代理が閉会の挨拶をします。

8 閉 会

【大滝代理】 《閉会のあいさつ》